

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行政システム改革課(保健福祉課 医療対策室 都市計画課)
根拠法令等	診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(17年7月29日公布 8月7日施行) 租税特別措置法の一部改正(17年3月31日公布・4月1日施行) 愛媛県低所得世帯子弟就学奨励補助金給付規則の廃止(15年3月25日公布・4月1日施行)
<p>【改正の概要】</p> <p>1 開発許可事務に関する権限委譲に伴う改正</p> <p>(1) 都市計画法の開発許可等に関する権限を西条市に移譲する。 〔今治市及び新居浜市と同様の権限を移譲する。〕</p> <p>(2) 都市計画法施行条例の一部改正(附則改正)</p> <p>開発許可事務の西条市への権限移譲に伴い、許可の対象となる開発行為の規模の特例を条例で定める権限も移譲されるため、県条例から該当条項を削除する。 〔東予広域都市計画区域では、H16.5.14からの線引きの廃止に伴い、開発許可の対象を県条例で1,000平方メートル以上のものに引下げ〕</p> <p>2 診療放射線技師法施行令の一部改正に伴う規定整備 〔診療放射線技師の免許申請の受付、免許証の交付等の事務〕 条ずれ「政令第1条」「政令第1条の2」、「政令第1条の3」「政令第1条の4」</p> <p>3 租税特別措置法の一部改正に伴う規定整備 〔優良宅地認定申請の受付等の事務〕 号ずれ「法第31条の2第2項第13号八」「法第31条の2第2項第14号八」 「法第62条の3第4項第13号八」「法第62条の3第4項第14号八」</p> <p>4 愛媛県低所得世帯子弟就学奨励補助金給付規則の廃止に伴う経過措置に係る規定整備 経過措置により継続給付していた給付対象生が卒業し、給付に関する事務(誓約書、各種届出の受付等)がなくなったことによる改正</p>	
施行日	平成18年4月1日 ただし、上記2～4の規定整備に係る規定は公布日施行
<p>【その他参考事項】</p> <p>西条市における開発許可等について 16年度 開発許可等の件数 49件</p>	